

デイサービスセンター  
おさなぎ運営規程

社会福祉法人 明東会

# デイサービスセンターおさなぎ運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人明東会が開設するデイサービスセンターおさなぎ（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「通所介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の通所介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、関係市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターおさなぎ
- (2) 所在地 東根市中島通り一丁目25号

## (職員の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 1名兼務  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 4名（3名兼務）  
生活相談員は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、通所介護等サービス計画の作成及び利用者又はその家族に対する生活相談、指導を行う。
- (3) 看護職員 3名（2名兼務）  
看護職員は利用者の健康管理を行う。
- (4) 介護職員 10名（3名兼務）  
利用者の生活全般の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

日常生活を営むのに必要な身体機能の低下を防止する指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日を含む）  
但し、1月1日から1月3日を除く。
- (2) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は35名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該事業が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、利用料の内、介護保険負担割合証で指定された利用者負担割合の額とする。

- (1) 身体介護
  - (2) 入浴介護
  - (3) 食事介護
- 2 前項のほか次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- (1) 食費 623円（昼食553円、おやつ70円）
  - (2) おむつ代 実費
  - (3) 希望によるレクリエーション、クラブ活動費 材料費の実費
  - (4) 通常の事業の実施地域外の利用に係る交通費 300円（片道）
  - (5) その他日常生活上必要となるもので利用者負担が適当と認められるもの  
実費
- 3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東根市、村山市、天童市及び河北町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は施設内の居室、設備及び器具は本来の用法により利用するとともに、宗教活動、他の居室への無断出入り等他の利用者に対する迷惑行動は行なわないよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は防火管理者を定め、災害対象物について災害管理上必要な業務を次のとおり行わせるものとする。

- (1) 消防計画、災害計画の作成
- (2) 消火、通報、地震及び避難の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検及び整備
- (4) 避難、災害上必要な構造及び設備の維持管理
- (5) その他

2 通所介護員等は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 通所介護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- |           |          |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後6ヶ月以内 |
| (2) 継続研修  | 年1回      |

2 通所介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 通所介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

4 この規程に定める事項のほか、事業の運営に関し必要な事項は、管理者が定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成17年12月12日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。